工事完成検査時の必要書類　（令和5年6月1日以降の検査に適用）

|  |
| --- |
| Ⅰ　工事関連書類１．施工計画書（１）工事概要　（２）計画工程表　（３）現場組織表　（４）安全管理　（５）指定機械（６）主要資材　（７）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）（８）施工管理計画　（９）緊急時の体制及び対応　（10）交通管理（11）環境対策　（12）現場作業環境の整備　（13）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（14）その他注１）提出年月日を記入すること。注２）請負金額が500万円未満の工事については、（１）工事概要、（３）現場組織表、（５）指定機械、（６）主要資材、（11）環境対策、（12）現場作業環境の整備、の項目を省略することができる。２．施工体制書類①施工体制台帳（下請内容を記した契約書の写し等含む）②施工体系図３．工事実績情報システム（CORINS）登録工事カルテ受領書（受注時登録、変更時登録、完成時登録）注１）請負金額が500万円未満の工事については不要とする。４．各種試験成績書５．承諾（承認）図又は竣工図注１）請負金額が500万円未満の工事については工事担当課が求めた場合に提出する。６．工事打合せ簿及び確認・立会願７．工事履行報告書 注１）契約工期が90日未満の工事については不要とする。８．社内検査記録届注１）請負金額が500万円未満の工事については不要とする。９．品質管理資料（品質管理図表、品質成果表（測定結果一覧表））注１）請負金額が500万円未満の工事については不要とする。ただし、品質管理においては、品質の測定を定められた密度で実施し、品質管理写真として取りまとめ、これにより測定結果を確認する。注２）測点が10点未満の場合、測定結果一覧表は不要とする。１０．出来形管理資料（出来形管理図表、出来形成果表（測定結果一覧表））注１）図書の作成に当り、発注図、製作図、施工図、竣工図等を流用することを認める。注２）請負金額が500万円未満の工事については不要とする。ただし、出来形管理においては、出来形の測定を定められた密度で実施し、出来形管理写真として取りまとめ、これにより測定結果を確認する。注３）測点が10点未満の場合、測定結果一覧表は不要とする。※建築・電気設備・機械設備工事においては、「９．品質管理資料」及び「１０．出来形管理資料」は工事担当課が求めた場合に提出するものとする。１１．工事写真記録注１）現場に掲げる各種看板類、建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制　　　　　　　度の標識、施工内容（週間工程等）及び施工体系図（請負契約金抜き）等の掲示物は写真記録とすること。Ⅱ　建設副産物関係　１．再生資源関係書類再生資源利用（計画・実施）書、・再生資源利用促進(計画・実施)書　　　　２．建設リサイクル法対象工事①説明書②再資源化等報告書（COBRISに登録したものは不要とする）３．再生材使用工事建設リサイクル資材利用報告書４．建設発生土関係土砂搬入･搬出（変更）承認書（建設発生土受入地への処分のための処分量を計上してある工事）５．建設廃材関係①コンクリート塊等搬入完了報告書 （Ｃｏ廃材、Ａｓ廃材、路盤廃材等処理量を計上してある工事）②建設発生木材等搬入完了報告書 （処理量を計上してある工事）６．廃棄物処理関係①建設廃棄物マニフェスト（Ａ票、Ｂ２票、Ｄ票、E票）を原本で確認※運搬業を元請負業者が行う場合は、上記４票に加えＢ１票、Ｃ２票も確認②産業廃棄物(舗装版切断時に発生する濁水含む)の収集運搬及び処分に係る委　託業者との契約書の写し及び委託業者の許可証の写しⅢ　その他　１．建設業退職金共済制度（建退共）様式１・様式２・様式３ 注１）様式は神奈川県の様式を準用する。注２）請負金額が500万円未満の工事については不要とする。２．工事概要説明事項書、契約書、特記仕様書、共通仕様書等で市が提出を求めた書類 ３．その他市が必要と認める書類４．小田原市の電子納品運用ガイドラインに定めのある提出書類については、当該ガイドラインに従い書類を作成すること。 |